

議案第1号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 目 的

不妊治療と仕事の両立を支援するための職場環境を整備するため、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」といいます。）の一部を改正します。

2 改正内容

職員の特別休暇（※）について規定した勤務時間条例第15条第1項第1号及び第2号に、不妊治療休暇を追加します。

※ 現行の特別休暇は、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

3 不妊治療休暇の概要

（1）対象者

不妊治療のため通院等をする職員

（2）不妊治療の範囲

不妊の原因等を調べるための検査・疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等

（3）取得可能日数

1会計年度につき5日の範囲内

ただし、体外受精や顕微授精による治療を受ける場合は、5日を加えた日数（1会計年度につき合計10日）の範囲内

4 施行期日

令和4年4月1日

5 その他

会計年度任用職員に係る不妊治療休暇については、「港区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正し、常勤職員と同様に不妊治療休暇を追加します。

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>二 常勤の臨時的任用職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>二 常勤の臨時的任用職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p>

(後略)

付則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(後略)